

## 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業 Q & A

1 どのような施設が補助の対象となるのでしょうか。また、感染症指定医療機関については本事業の対象外となるのでしょうか。

(答)

- 新型コロナ疑い患者を診療する医療機関として県に登録する、救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院を対象としています。
- 登録する医療機関は、救急隊から新型コロナ疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れることが要件となります。
- 申請時に保険医療機関であることが必要です。
- 感染症指定医療機関についても、上記の要件を満たすのであれば対象となります。
- 申請のあった医療機関について、必要に応じ、県保健医療計画での位置付けの確認や、県の救急・周産期・小児医療担当課への照会等を行ったうえで申請を受け付けます。
- なお、「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」との併用はできません。

2 申請先、申請期限は。対象期間中であれば、複数回の申請が可能でしょうか。

(答)

- 県へ直接申請してください。申請期限は2月末までとしますが、感染拡大防止対策や診療体制の確保を速やかに実施いただく観点から、早期の申請をお願いします。
- 申請は各施設で1回のみとします。

3 いつからいつまでの経費が対象となるのでしょうか。

(答)

- 設備整備等事業、支援金支給事業とも、令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる経費を対象としますが、感染拡大防止対策や診療体制の確保の速やかな実施をご検討ください。
- 申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算で申請することも可能としています。概算で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。なお、実績報告において対象とされない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還していただくこととなります。

4 設備整備等事業について、救急・周産期・小児医療において新型コロナ疑い患者を受け入れるために要する設備等は、示された設備等のみが補助対象となるのでしょうか。示されたうち、「救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品」とは何を想定しているのでしょうか。また、「1床当たり、1人当たり、1台あたり」で上限が示されている費用については、1施設当たりの上限額はないのでしょうか。

(答)

- 示された設備等のみが補助対象で、それ以外については同事業の支援金支給事業での購入をご検討ください。
- 「救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品」としては、ビデオ喉頭鏡等を想定しています。
- 「1床当たり、1人当たり、1台あたり」で上限が示されている費用については、1施設当たりの上限額はありません。

5 設備整備等事業について、工事費、光熱水費は補助対象となるのでしょうか。

(答)

- 設備を設置するに当たっての工事費については補助対象となります。
- 整備した設備について、ランニングコストである光熱水費は、設備整備等事業の補助対象外です。

6 支援金支給事業について、どのような経費が補助対象となるのでしょうか。

(答)

- 「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用が対象です。
- 感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。

※ 補助対象経費の例：清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入等

※ 取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ② 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知
- ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
- ④ 感染防止のための個人防護具等の確保
- ⑤ 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
- ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）

7 支援金支給事業について、工事費は補助対象となるのでしょうか。

(答)

- 軽微な工事であれば、「修繕費」として対象経費となります。申請書類の事業計画書においては「需用費」として計上してください。

8 支援金支給事業について、100床ごとに上限額が加算されるが、加算される病床数に上限はあるのでしょうか。また、病床数は救急・周産期・小児医療に係る病床に限られるのでしょうか。

(答)

- 加算される病床数の上限はありません。
- また、病床数は救急・周産期・小児医療に係る病床に限らず、当該医療機関全体の許可病床が対象になります。

9 支援金支給事業について、病床数には一般病床以外の病床も含まれるのでしょうか。また、いつ時点の病床数になるのでしょうか。

(答)

- 一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の許可病床数の合計となります。
- なお、原則として令和2年4月1日時点の許可病床数となりますが、増床や新規開院をしている場合は「申請を行う日」の許可病床数を用いてください。

10 整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄する場合、財産処分の手続きが必要となるのでしょうか。

(答)

- 交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄する場合は、厚生労働大臣の承認が必要となります。
- ただし、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、元々、新型コロナウイルス感染症の終息後に廃棄することが予定されている場合は、交付の目的に反してはいるわけではないので、厚生労働大臣の承認を受けずに廃棄することが可能です。
- いずれにしても、元々、短期間で交付の目的を達成し処分することが予定されている設備については、購入ではなく、リースでの対応をご検討ください。
- なお、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付していただくこととなります。